

規 約

以下の規約は作成例です。組織規模に見合った内容を追加・修正し、地域の実情に合った規約を定めてください。 ※注意※ 認可地縁団体の規約の作成例ではありません。

例

〇〇自治会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会（以下「会」という。）と称する。

(区域)

第2条 この会の区域は、明石市〇〇町△△番から××番、□□番から◆◆番
までの区域とする。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を明石市〇〇町〇〇番に置く。

原則として自治会の区域は、他の自治会と区域が重ならないように定めます。

集会所や会長宅と定める方法もあります。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災などに努め、明るく住み良いまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会員相互の連絡及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (5) 所有する資産の管理及び運営に関する事。
- (6) 自主防災組織に関する事。
- (7) その他、会の目的達成に必要な事項に関する事。

地域の事業に合わせ「地域の将来計画の作成に関する事」「子ども会、高齢クラブとの連絡調整」などを定めている場合もあります。

第3章 会員

(会員)

第6条 この会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する居住者を対象とする。

(会費)

第7条 会費は、1世帯月額〇〇円とし、〇ヶ月分前納とする。

2 会費は、各班において徴収し、班長がまとめて会計に納入するものとする。

役員の内任期中は会費を免除している自治会もあります。

第4章 役員

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 庶務 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監事 〇名
- (6) 専門部長 〇名

専門部長は、防犯防災部長〇名、環境部長〇名、福祉部長〇名、文化部長〇名などと記載します。班長(隣保長、組長)を役員に定めている場合もあります。

「前年度役員(〇名)」など、活動を円滑に引き継ぐために期間限定で定める方法もあります。

(役員を選任)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、この会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 監事は、この会の会務及び会計の監査を行う。

6 専門部長は、各専門部を代表し、専門部の業務を行う。

班長等を役員に定めている場合は、その職務を記載します。

(役員任期)

第11条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の任期とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

同じ人が長年役職に就くことが好ましくない場合や、短期すぎて事業が円滑に進まない場合があります。

第5章 会議

(会議の種類)

第12条 この会の会議は、総会及び役員会並びに専門部会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

3 専門部会は、専門部会員をもって構成する。

(会議の権能)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で決議・承認を求める事項に関すること。
- (2) 総会で決議された事項の執行に関すること。
- 3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で決議の上実施し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第15条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第16条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、会員総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき若しくは監事から請求があったときに開催する。

(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員数の〇分の〇以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

定例開催のときは「毎月第2金曜日」などと定めている場合もあります。

(招集)

第18条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 総会又は役員会を招集する場合は、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の〇日前までに通知しなければならない。ただし、役員会は、会長が開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

3 会長は、第16条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

例

(議長)

第 19 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 専門部会の議長は、専門部長がこれに当たる。

(定足数)

第 20 条 会議は、総会においては会員総数の〇分の〇以上、役員会においては
役員数の〇分の〇以上の出席で成立する。

(議決)

第 21 条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、出席役員数の過半数をもって決する。

3 専門部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決する。

4 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 22 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員又は役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員又は役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 20 条及び前条の規定の適用については、その会員又は役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員又は役員数の現在数
 - (3) 出席会員又は出席役員数の数（書面表決者及び表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

議事録の通知について「総会、役員会及び専門部会で議決又は協議した事項、その他必要事項は回覧により会員に周知しなければならない」などとしている場合もあります。

第 6 章 組織

(専門部)

第 24 条 この会に、次の専門部を置く。

- (1) 防犯防災部
 - (2) 環境部
 - (3) 福祉部
 - (4) 文化部
- 2 役員会は、必要と認めるとき、臨時の専門部を設けることができる。

(班)

第 25 条 この会の運営を行うために、班を置く。

2 班長は、班の会員の互選により選任し、総会で承認する。

3 班の編成は、当該住民の協議を経て、役員会及び総会の承認を受ける。

(協力組織等)

第 26 条 この会は、地域の各種団体及び関係委員と協力して、会の目的の実現に努める。

上記は 4 つの専門部、班を置く場合の例です。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) その他の収入

(資産の管理及び処分)

第 28 条 この会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 前条第 1 号に掲げる資産のうち、不動産等のこの会の活動上重要な資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第 29 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

支弁とは、金銭を支払うことです。

(事業計画及び予算)

第 30 条 この会の事業計画及び予算は、事業年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度の事業計画及び予算を基準として会務の実施をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 31 条 この会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、事業年度終了後△箇月以内に、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 32 条 この会の事業年度は、毎年△月△日に始まり、△月△日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 33 条 この規約は、総会において会員総数の○分の○以上の議決を得なければ、変更することができない。

(解散)

第 34 条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、会員総数の〇分の〇以上の議決を得なければならない。

役員会で変更できる旨を定めている場合もありますが、民主的な運営のために、総会の議決事項とする方が望ましいです。

第 9 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 35 条 この会の事務所には、規約、会議に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す帳簿及び書類を備え置く。

会員が請求したときは、閲覧できる旨を定めている場合もあります。

(細則)

第 36 条 役員会は、この規約の施行に関し必要がある場合、細則を定めることができる。ただし、細則を制定したときは、次の総会で承認を得なければならない。

附則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

規約の変更記録を記載すると変遷がわかります。

例) 昭和〇年 一部改正 (会費を月額〇〇円から〇〇円に改正)

平成〇年 一部改正 (福祉部を追加する改正)

(専門部 3 名から 4 名に改正)